

2019年4月1日
電力広域的運営推進機関

**送配電等業務指針第97条第2項第二号に基づき
送電系統の容量を取り消す場合の標準手続例について**

1. 経緯

国の審議会¹において『滞留する案件により確保されている系統容量を取り消す取組を円滑かつ迅速に進めていくため、送配電等業務指針等に規定する基準や手続を標準化・明確化する』と中間整理(2018年5月)が示されました。これを受け、当機関の送配電等業務指針第97条第2項第二号に基づき「工事費負担金を支払わない場合」に送電系統の容量を取り消し、連系等を拒むまでの標準手続例を示します。

2. 工事費負担金を支払わない場合の標準手続例

- (1) 工事費負担金契約に定められた期日を超えて、工事費負担金が支払われない場合、系統連系希望者に対し、内容証明及び配達証明による催告通知を行う。
- (2) 工事費負担金契約に定められた期日から1か月を超えて、なお工事費負担金が支払われない場合、支払い意思がないものとみなし、送電系統の容量を開放する。
- (3) 前項の容量開放をもって、送配電等業務指針第105条第1項第一号にて連系等を拒むことができる。その際は、内容証明及び配達証明により、契約解除及び契約申込みを取り下げたものとみなす通知、並びに連系等を拒む理由を系統連系希望者に説明する。

※ なお、上記標準手続例によらず、工事費負担金を支払わないことが明確な場合に、送電系統の容量を開放することを否定するものではありません。

以上

¹ 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会

【参考】送配電等業務指針

(送電系統の容量の確定)

第97条 一般送配電事業者は、前条の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。

2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項によって確定した送電系統の容量を取り消す。

一 (略)

二 系統連系希望者が、工事費負担金契約に定められた工事費負担金を支払わない場合

三 (略)

(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)

第105条 一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。

一 第97条第2項第1号及び第2号に基づき送電系統の容量を取り消した場合

二～五 (略)

2 (略)